

## 特定業務事業者の健康診断（労働安全衛生規則第45条）

定期健康診断は年1回行うのは常識になってきましたが、特定業務に従事する従業員に対し、6カ月ごとに実施させなければいけない健診については、まだ、ご存知ない事業所が多いようです。法律では下記の業務をしている従業員の方が対象になります。

### 特定業務一覧

- 1) 大量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 2) 大量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 3) ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 4) 土石、獣毛等の塵埃または粉末を著しく飛散する場所における業務
- 5) 異常気圧化における業務
- 6) 削岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- 7) 重量物の取り扱いに等重激な業務
- 8) ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 9) 坑内における業務
- 10) 深夜業を含む業務
- 11) 水銀、ヒ素、黄リン、フツ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸、その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- 12) 鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フツ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉塵を発散する場所における業務。
- 13) 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- 14) その他労働大臣が定める業務（未制定）

健診項目は定期健康診断と同じですが、以下の場合は省略できる項目があります。

- 1、45歳未満（35歳、40歳を除く）者の聴力検査は医師の判断により他の方法を用いてもよいことになっています。年2回の聴力検査のうち1回は、医師が適当と認める方法を用いても良いことになっています。
- 2、年2回の貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査のうち1回は、医師が必要でないとき、省略することができます。
- 3、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期的に行えば足りることとされています。

省略できる項目は産業医に相談するのがよいでしょう。産業医を嘱託していない事業場は、地域産業保健センターの産業医が定期健診後の事後指導の時に、特定業務従事者の健康診断時の省略項目を相談してみてください。健診時期は当該業務の配置換えの際及び6カ月以内ごとに1回実施します。

何かわからないことがあれば地域産業保健センターまでご連絡下さい。

